

ショッピング保険（動産総合保険）の補償内容

（実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン日本興亜と締結した保険契約の約款にもとづきます。）

保険金のご請求には、カードの売上票が必要です。

被 保 険 者	J-WESTカード会員
保 険 期 間	毎年7月1日より1年間かつ、J-WESTカード会員である期間（以降通知がない限り自動継続）
年 間 保 険 金 限 度 額	カード1枚につき保険期間中の総保険金額150万円
自 己 負 担 額	1回の事故につき3,000円
補 償 す る 保 険 金	カードご利用額（修理が可能な場合は損害品の購入額限度で修理金額）から自己負担額3,000円を控除した額 ※損害を補償する他の保険がある場合、他の保険の補償で不足した損害額のみ本保険の対象とします。
補償を受けられる人	保険の対象となる物品を購入したJ-WESTカード会員
補償する場合	国内外を問わずJ-WESTカードを利用して購入した物品で購入日（配送等による場合には受取日）からその日を含めて90日以内（分割払いの場合は180日以内）に偶然の事故によって損害を被った場合
保険の対象とする物品	J-WESTカードにより購入した物品 ※ただし、下記対象としない物品を除きます。
保険の対象としない物品	○船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含む）、航空機、自動車、二輪自動車、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品 ○義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの ○動物、植物 ○現金、手形、小切手、プリペイドカード、有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道・船舶・航空機等の乗車船券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券）、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケットおよび金券類 ○稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの ○食料品 ○職業上販売する商品となるもの ○携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、など ※ギフトカードにて購入した物品は対象としません。
保険金をお支払いできない主な場合	○会員または保険金受取人の故意または重大な過失に起因する損害 ○保険の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害 ○保険の対象となる物品の“か”に起因する損害 ○戦争、暴動その他類似の事変に起因する損害 ○国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ○核燃料物質の有害な性質に起因する損害 ○放置もしくは置忘れまたは紛失に起因する損害 ○水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害 ○詐欺または横領に起因する損害 ○物品の誤った使用に起因する損害 ○会員規約違反により購入した物品の損害 など ※物品の配送中に生じた損害は対象としません。

保険金の請求について

- ①保険金の請求の手続について
補償期間中に万一事故にあれた場合は事故発生日から30日以内に事故の報告を行ってください。
- A.海外で請求する場合
5ページ記載日本語安心サービスにコレクトコールにてご連絡ください。
- B.帰国後国内で請求する場合ならびに国内の事故の場合
それぞれの必要な書類をお持ち帰りのうえ下記の本保険会社窓口へご連絡し保険金請求の手続を行ってください。

引受保険会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社（幹事）
事故時の連絡先
損保ジャパン日本興亜MUFGカード事故受付デスク
(24時間年中無休) ☎0120-786-661

- ②保険金請求に必要な書類
海外旅行中の事故で帰国後請求する場合には下表「現地でしか手配できない書類」を忘れずにご用意願います。

保険金種類 保険金請求書類	海外での事故					日本国内での事故					J-WESTカード保険金
	治療費（疾病・傷害）	携行品損害保険金	死亡・後遺障害（傷害）	後遺障害（傷害）	救済者費用等保険金	賠償責任（対人・対物）	死亡・後遺障害（傷害）	賠償責任（対人・対物）	死亡・後遺障害（傷害）	賠償責任（対人・対物）	
※保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パスポート（コピー）	○	○	○	○	○	○					○
現地でしか手配できない書類											
医師の診断書	○					○					○
治療費の明細書および領収書	○					○					
死亡診断書または死体検案書（死亡の場合のみ）			○		○	○			○		
事故証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
支出を証明する書類	○				○						
示談書・示談金額収書	○					○	○				
損害額（修理費等）を証明する書類						○					
※損害品明細書		○									○
損害額を証明する書類		○									○
戸籍謄本			○		○	○		○			
※委任状			○				○				
※後遺障害診断書				○		○			○		
損害状況を示す写真	○						○				○
売上伝票（お客様控）		○					○	○			○

- ご注意
- (1) ◎印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要な書類
(2) ※印は保険会社所定用紙があるものです。
(3) 上記各書類中（コピー）と書いてあるもの以外は、コピーしたものでは認められません。なお本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。
(4) その他、状況によって必要な書類もあります。

■お問合せ先
カードに付帯されている保険の種類、補償額等概要に関して
J-WESTカードデスク
営業時間 9：00～17：00（日曜・祝日及び年末年始は休業）
大阪：06-6569-6665 福岡：092-273-2377
※お電話の際、お手元にごJ-WESTカードをご用意ください。
各保険の詳細に関して（取扱代理店）
エスティ保険サービス株式会社 ☎0120-515-455
受付時間／9：00～17：00（土・日・祝・年末年始休）

I. 海外旅行傷害保険（利用条件付）

被保険者：J-WESTカード会員
適用条件：被保険者が「搭乗する公共交通乗用具」または「参加する募集型企画旅行」の料金のお支払いにJ-WESTカードをご利用いただいた海外旅行を対象とします。（募集型企画旅行は、日本出国前にカードをご利用いただいた場合に限りです。）
補償期間：J-WESTカード会員が上記対象である海外旅行を開始し、かつその料金のお支払いにJ-WESTカードをご利用いただいた時以降の当該旅行期間を補償します。ただし、1回の旅行の補償期間は、次の期間をもって限度とします。
① 日本出国前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金のお支払いにJ-WESTカードをご利用いただいた場合は、日本出国時からその日を含めて90日後の午後12時までの旅行期間
② ①に該当しない場合で、日本出国後に公共交通乗用具の料金のお支払いにJ-WESTカードをご利用いただいた場合は、最初の利用時からその日を含めて90日後の午後12時までの旅行期間
（注）旅行期間については2ページをご確認ください。

補 償 項 目	保 険 金 額（限度額）
傷害による死亡・後遺障害	最高 2,000万円
傷害による治療費用	100万円
疾病による治療費用	100万円
携行品の損害（自己負担額：1事故につき3,000円）	1旅行につき 20万円 保険期間中 100万円
賠償責任	2,000万円
救済者費用	100万円

II. 国内旅行傷害保険（利用条件付）

J-WESTカード会員の方が国内でのホテル・航空券などのお支払いを事前にJ-WESTカードでご利用いただいた場合、J-WESTカード会員とそのご家族※に下記の補償を付帯します。
※会員の配偶者および生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

補 償 内 容	保 険 金 額	
航空機に乘客として搭乗中の事故によるケガ	死亡・後遺障害	最高 1,000万円
公共交通乗用具に乘客として搭乗中の事故によるケガ		
宿泊施設に宿泊中の火災・爆発事故によるケガ	入院	入院1日につき 2,000円
宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の事故によるケガ		

- 他に同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について
※海外旅行傷害保険の場合（他の付帯保険については取扱代理店エスティ保険サービス網へ照会ください）
本カードと他クレジットカードをあわせてお持ちの場合
①死亡・後遺障害保険金
他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額のうち、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。
②その他の保険金
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）
（注）三菱UFJニコス㈱、他クレジットカード会社発行の法人・コーポレートカードをお持ちの場合
①死亡・後遺障害保険金
原則として本カードとの合算金額とします。（ただし、当社所定の一部の法人・コーポレートカードについては合算の対象外とする場合があります。）
②その他の保険金
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）
③他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について
①死亡・後遺障害保険金
本付帯保険の保険金額（クレジットカード複数保有の場合、上記■ご参照）と、任意加入保険の保険金額を合算します。
②その他の保険金
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

- 海外・国内旅行傷害保険における保険金の代理請求人制度について
被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求出来ない事情がある場合、以下の方々に代理請求人となることが出来ます。
・代理請求人となりうる方には、その旨をあらかじめお伝えください。
・被保険者の配偶者
・配偶者がいないときは3親等以内の親族
■死亡保険金の受取人について
保険金受取人は、被保険者の法定相続人となります。受取人の指定はできません。

ACCIDENT INSURANCE

J-WESTカード 付帯保険のご案内

- 本冊子では、保険契約内容や、請求方法等を説明しております。ご一読のうえ、お手元に保管願います。
- 海外へのご出発の際は、J-WESTカードとともに本冊子をご携帯いただきますようお願いいたします。
- 補償内容につきましては一部変更することがございます。

目次

海外旅行傷害保険の補償内容	2～3
国内旅行傷害保険の補償内容	4
保険金をお支払いできない主な場合	5
海外でお困りの際の手続き	5
ショッピング保険の補償内容	6
保険金の請求について	7
お問合せ先	7

引受保険会社●損害保険ジャパン日本興亜株式会社

西日本旅客鉄道 株式会社
業務受託会社
三菱UFJニコス株式会社

海外旅行傷害保険の補償内容

カード利用条件付（実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン日本興亜㈱と締結した保険契約の約款・各特約にもとづきます。）

担保項目		補償する場合	補償する保険金	保険金額（限度額）								
傷害	死・後遺障害	被保険者が補償期間中の偶然な事故によりケガをして、事故発生日からその日を含めて180日以内に ①死亡した場合 ②後遺障害が生じた場合	保険金額の100% その程度に応じて保険金額の3%～100% ①でお支払いする保険金は、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、お支払いした傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。 ②でお支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。	2,000万円 （後遺障害は程度に応じて） 60万円 ～2,000万円								
	治療費用	被保険者が補償期間中の偶然な事故によりケガをして、医師の治療を受けた場合	治療に要した次の費用のうち実際に支出された金額 ●医師の診療費、処置費、手術料●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料●X線検査費、諸検査費、手術室費●職業看護師費●入院・通院のための交通費●入院費●入院不可能時のホテル客室料●病院までの緊急移送費●医師の指示による転院費用●治療のための通訳雇入費用●入院諸雑費（身の回り品購入費で5万円、国際電話料とあわせて20万円限度）●旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きします。）●医師の診断書費用	100万円								
疾病	治療費用	●被保険者が補償期間中に発病し（または補償期間中に原因が発生した病気を補償期間終了後に発病し）、補償期間終了後72時間以内に医師の治療を受けた場合 ●被保険者が補償期間中に感染した特定の感染症（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症）を直接の原因として、補償期間終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を受けた場合	ただし、ケガの場合は事故発生日からその日を含めて180日以内、疾病の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。 ※治療費用保険金については、社会保険等公的制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払い対象としません。	100万円								
	携行品損害	被保険者が所有かつ携行する身の回り品（旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行するものを含みます。）が補償期間中に盗まれたり事故によりこわれたりした場合	損害額から自己負担額3,000円を引いた額 1個または1対につき10万円を限度とし、時価額または修理費のいずれか低い方を限度としてお支払いします。また、運転免許証については再発給手数料を限度、乗車船券・航空券、現地での渡航書発行費用または現地でのパスポート再発行費用は5万円を限度とします。	1旅行につき 20万円 保険期間中 100万円								
賠償責任		被保険者が補償期間中の偶然な事故により他人にケガをさせたり他人のもの（レンタル業者から賃借した旅行用品を含む）をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合	●法律上支払わなければならない損害賠償金●訴訟費用●弁護士報酬●仲裁・和解・調停に要した費用 （注）事前に損害保険ジャパン日本興亜㈱の承認を必要とします。	2,000万円								
救護者費用		被保険者が補償期間中に ●ケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡もしくは3日以上継続して入院をした場合 ●病気により死亡した場合または補償期間中に発病し医師の治療を受け補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ●発病し医師の治療を受け3日以上継続して入院をした場合 ●事故により遭難（生死不明ならびに航空機、船舶の行方不明を含む）した場合	被保険者および親族の方が実際に支出された次の費用（保険期間を通じて保険金額限度） ①捜索救助費用。 ②救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③救護者のホテルなど宿泊施設の客室料。（救護者1名につき14日分まで） ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤現地からの移送費。 ⑥遗体処理費用。（100万円限度） 上記②から④の費用は下表の金額を限度とします。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 <table><tr><td>②の交通費、③の客室費</td><td>④の諸経費等</td></tr><tr><td>3日～6日継続入院の場合</td><td>救護者1名分</td><td>5万円</td></tr><tr><td>7日以上継続入院の場合</td><td>救護者3名分</td><td>20万円</td></tr></table>	②の交通費、③の客室費	④の諸経費等	3日～6日継続入院の場合	救護者1名分	5万円	7日以上継続入院の場合	救護者3名分	20万円	100万円
②の交通費、③の客室費	④の諸経費等											
3日～6日継続入院の場合	救護者1名分	5万円										
7日以上継続入院の場合	救護者3名分	20万円										

ご注意

8ページ記載の旅行期間とは旅行のため住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。

国内旅行傷害保険の補償内容

カード利用条件付（実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン日本興亜㈱と締結した保険契約の約款・各特約にもとづきます。）

担保項目		補償する場合／保険金額
傷害	死・後遺障害	カード会員およびそのご家族が、日本国内で下記のケガにより事故発生日からその日を含めて180日以内に ●死亡した場合……………1,000万円 ●後遺障害が生じた場合……………その程度に応じて30万円～1,000万円
	入院	カード会員およびそのご家族が、日本国内で下記のケガにより ●入院した場合……入院1日につき 2,000円 ●入院保険金を支払う場合で手術を受けたとき、手術の種類に応じて ……2,000円×（10倍、20倍または40倍） 事故発生日からその日を含めて180日限度

J-WESTカードのご利用内容	左記利用に対応する補償内容
①国内航空券のJ-WESTカードによる購入	当該航空機に乗客として搭乗中の事故によるケガ
②航空券チケットレスサービスのJ-WESTカードによる利用	当該航空機に乗客として搭乗中の事故によるケガ
③公共交通乗用具の乗車券のJ-WESTカードによる購入	当該公共交通乗用具に乗客として搭乗中の事故によるケガ
④宿泊クーポンのJ-WESTカードによる購入	当該宿泊施設（旅館・ホテル等）に宿泊中の火災・破裂・爆発事故によるケガ
⑤宿泊料金のチェックイン以前のJ-WESTカードによる前払（事前に宿泊予約が必要）	当該宿泊施設（旅館・ホテル等）に宿泊中の火災・破裂・爆発事故によるケガ
⑥旅行代理店やツアーデスク等より宿泊を予約し、かつその宿泊料金をJ-WESTカードにより支払った場合	当該募集型企画旅行参加中の事故によるケガ
⑦宿泊を伴う募集型企画旅行クーポンのJ-WESTカードによる購入	当該募集型企画旅行参加中の事故によるケガ

ご注意

- 入院保険金・手術保険金は事故発生日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象としません。
- 航空機搭乗中の場合、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内および不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中における傷害事故を含みます。
- 「公共交通乗用具」とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。
- 「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の目的地・日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に定める旅行）をいい、一般的に会社の慰安旅行や業務出張などは募集型企画旅行とはなりません。詳しくは旅行代金をJ-WESTカードでお支払いいただく際にご確認ください。
- 「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の交通・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。）を利用した時から最後の交通・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。また、当該募集型企画旅行の日程に、旅行会社の手配による交通機関・宿泊施設等のサービス提供を一切受けない日は除きます。（標準旅行業約款に基づく補償金および見舞金の支払いが行われない旨が契約書面に明示された場合）
- 補償の対象となる家族（家族特約対象者）とは、会員の配偶者および生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

①海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険共通

傷害	○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為、酒酔運転、無資格運転 ○被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ○戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ○むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ○危険な運動（ビックル、アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）中の事故 ※国内旅行傷害保険の場合は地震・噴火・津波によるケガは補償できません。
----	--

②海外旅行傷害保険

疾病	○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の闘争行為、自殺行為 ○被保険者の妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病 ○戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ○旅行出発前より発病する疾病 ○歯科治療 ○ビックル・アイゼンなどを使用する山岳登山中に発病した高山病 など
携行品	○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○電氣的・機械的事故 ○単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ○携行品の欠陥または自然の消耗 ○携行品の置忘れまたは紛失 ○戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ○差押え、破壊等の公権力の行使（火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。） ○危険な運動（ビックル、アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）中のその運動固有の用具の損害 ☆次のような携行品に生じた損害 ・現金、小切手、プリペイドカード、有価証券等／クレジットカード、預金証書等／帳簿、図面等／コット、ボート、自動車、オートバイ等／商品・業務用機器／義歯、義肢、コンタクトレンズ／動物、植物／ウィンドサーフィン・サーフィン・スキューバダイビングに関する用具 など
賠償責任	○被保険者の故意、心神喪失、暴行、殴打 ○被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ○被保険者の親族に対する事故 ○被保険者が所有・管理する財物に対する事故（ただし、ホテルのルームキー、レンタル業者から借用した旅行用品などは除きます。） ○自動車、航空機、船舶、銃器、不動産の所有・使用または管理に起因する事故 など
救護者費用	○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の闘争行為、犯罪行為、酒酔運転、無資格運転、自殺行為（死亡の場合を除く） ○被保険者の妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病（死亡の場合を除く） ○戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ○歯科疾病 ○危険な運動（ビックル、アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）中の事故 など

海外でお困りの際の手続き

24時間日本語相談 日本語安心サービス

病気やケガをされた場合や損害賠償を請求された場合、身の回り品の盗難・破損にあった場合、下記へコレクトコールでおかけください。

世界各国から

東京・センター

(81) 3-5213-0285

※電話番号の（ ）内は国番号です。同国内からおかけになる場合は省略してご利用ください。
※海外旅行傷害保険の適用条件を満たさない方はご利用できません。